

台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条、第38条及び第50条の規定により、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して行う指導監査について、必要な事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条及び法第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）の責務、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月台東区条例第22号。以下「確認基準」という。）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）及び特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等（以下「内閣府令等」という。）に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育提供及び施設・事業の運営に関する基準並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤及び不正の防止を図るために実施する。

2 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合並びに第6条に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(対象)

第3条 指導及び監査の対象は、次に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、特定教育・保育施設等に該当するものとする。

- (1) 認定こども園
- (2) 幼稚園
- (3) 保育所
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 小規模保育事業
- (6) 事業所内保育事業
- (7) 居宅訪問型保育事業

(指導監査基準)

第4条 指導監査項目、関係法令及び評価事項等を集約した基準（以下「指導監査基準」という。）を別に定め、指導監査基準における評価区分は、別表第1に沿って定める。

(指導形態・方法等)

第5条 指導については、以下のとおり実施するものとする。

1 指導の形態

(1) 集団指導

確認基準及び内閣府令等（以下「確認基準等」という。）の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

特定教育・保育施設等に対して、法第14条第1項の規定により行う質問、立ち入り及び検査等を行うとともに、必要と認める場合は、確認基準等の遵守に関して、各種指導を行う。

2 指導対象の選定

指導は、第3条に定める全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定し、実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、特定教育・保育施設等の確認基準等の遵守状況、集団指導の状況、東京都又は区が行う認可等に関する事務の状況等を勘案して決定する。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）に基づく一般指導監査と同時に実地指導を行う場合は、原則として当該監査の実施周期に合わせるものとする。

ウ その他特に実地による指導を要すると認められる特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

3 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 指導方法

特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

なお、日時については、特定教育・保育施設等の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行う。

ただし、特定教育・保育施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合には、上記によらず実地指導の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 実地指導を行う区の担当者

(エ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、確認基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、特定教育・保育施設等の設置者等との面談等により行う。

職員数等の充足状況の確認に際しては、各職員の当該特定教育・保育施設等の専任又は他の施設等との兼務の状況を把握するよう努めるものとする。その上で、兼務とされる職員については、兼務する他の施設等の名称・所在地を把握するとともに、当該他の施設等での勤務の実態を把握するよう努めるものとする。その際、当該職員の現認や出勤簿の確認等を行うほか、兼務する他の施設等の所在地が他の区市町村である場合には、当該他の区市町村と情報共有を図ることとする。

また、同一の建物・施設内で複数の施設を運営する事業者については、都道府県及び区市町村の各担当部局が連携し、当該事業者の情報を把握し運営状況等を共有するとともに、合同で指導を実施するよう留意するものとする。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書によって指導内容の通知を行う。

エ 改善報告書の提出

区は、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める。

(3) 集団指導及び実地指導の方式

天災その他やむを得ない事由により集団指導及び実地指導（以下「指導」という。）を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合には、例

外的に実地によらない方法で実施することができる。この場合、書面による確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせる。また、実地による指導となるべく同様の確認ができるよう、実地による指導で確認していたものと同じ書類を確認する、特定教育・保育施設等の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって指導項目を確認するための書類提出を求めるなど、工夫して指導を行うものとする。その上で、実地によらない指導で疑念が生じた場合等には、速やかに実地による指導に切り替えることとする。

4 結果の公表

実地指導の結果については、特定教育・保育施設等を利用しようとする者への情報提供に努めるため、個人情報保護に関する法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

(監査への変更)

第6条 実地指導において、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、直ちに監査を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査対象・方法等)

第7条 監査については、以下のとおり実施するものとする。

1 監査対象となる特定教育・保育施設等

監査は、次に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認められる場合に実施する。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）
- イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

2 監査方法等

(1) 事前通告

事案に緊急性・重大性が認められる場合は、事前通告なく、監査を実施するものとする。

(2) 報告等

違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に係るのある場所に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査結果の通知等

監査の結果、第6条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設等に対して、後日、文書によって監査結果の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(4) 結果の公表

監査の結果については、特定教育・保育施設等を利用しようとする者への情報提供に努めるため、個人情報保護に関する法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

(勧告等)

第8条 特定教育・保育施設等の設置者等が法第39条第1項各号又は法第51条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等をとるべきことを勧告することができる。当該特定教育・保育施設等の設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

2 前項に定める勧告を行うにあたっては、その勧告する内容について、あらかじめ運営指導所管課へ情報提供を行う。

3 勧告の内容については、特定教育・保育施設等を利用しようとする者への情報提供に努めるため、個人情報保護に関する法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

(情報提供)

第9条 区は、東京都に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。

2 区は、東京都に対して、監査結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。

3 区は、監査の結果、事案の性質に応じ、同一法人が有する特定教育・保育施設等が所在する市区町村及び法人本部が所在する道府県に適切に情報提供を行う。

(東京都との連携)

第10条 東京都が学校教育法（昭和22年法律第26号。）に基づく幼稚園、児福法に基づく保育所（保育所型認定こども園を含む。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査を実施する場合、原則として第5条第2項第2号による実地指導を合同で実施する。

(社会福祉法人に対する指導監査との連携)

第11条 社会福祉法人が設置する施設等の指導及び監査を実施するにあたっては、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について(依頼)」(平成29年9月26日付け府子本第762号・29文科初第868号・子発0926第1号・社援発0926第1号・老発0926第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知)の趣旨に鑑みて、当該社会福祉法人を所轄する行政庁と必要な連携及び情報提供に留意するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）評価区分

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>教育・福祉関係法令及び教育・福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>教育・福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反し、その程度が軽微である場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、教育・福祉関係法令及び教育・福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令又は通達等のいずれにも適合する場合は、運営に資するものと考えられる事項については、「助言指導」を行う。</p>